

# 協定指定医療機関の指定基準

## 共通

- ・ 所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染防止等の措置を実施することが可能であること。

## 【第一種協定指定医療機関（病床の確保）】

- ・ 患者等がお互いに可能な限り接触することがなく、診察することができること等の院内感染対策を適切に実施しながら、必要な医療を提供することが可能であること。
- ・ 新興感染症発生等公表期間（※）において、知事からの要請を受けて、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者を入院させ、必要な医療を提供する体制が整っていると認められること。

## 【第二種協定指定医療機関（発熱外来）】

- ・ 受診する者同士が可能な限り接触することがなく、診察することができること等の院内感染対策を適切に実施しながら、外来医療を提供することが可能であること。
- ・ 新興感染症発生等公表期間（※）において、知事からの要請を受けて、外来医療を提供する体制が整っていると認められること。

## 【第二種協定指定医療機関（外出自粛対象者への医療の提供）】

- ・ 新興感染症発生等公表期間（※）において、知事からの要請を受けて、外出自粛対象者に対してオンライン診療等（薬局：医薬品等対応（調剤・医薬品等交付・服薬指導等）、訪問看護事業所：訪問看護）の医療を提供する体制が整っていると認められること。

（※）新興感染症発生等公表期間とは、「新興感染症の発生等の公表が行われたときから、新興感染症と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間」